

公立大学法人滋賀県立大学環境マネジメントシステム委員会規程

平成18年4月1日

公立大学法人滋賀県立大学規程第78号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第14条第2項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学環境マネジメントシステム委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境方針の作成およびその見直しに関する事項
- (2) 環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）の環境目的および目標の設定ならびにその見直しに関する事項
- (3) 環境マネジメントプログラムの作成およびその見直しに関する事項
- (4) EMSの運用管理に関する事項
- (5) その他EMSに関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副理事長
- (2) 理事長が指名する理事
- (3) 各学科長（人間看護学部にあつては学部長）
- (4) 事務局長が指名する事務局職員

2 前項に定める委員のほか、委員長が理事長の了承を得て、必要と認めた者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第2項に定める委員の任期は、委員長が理事長の了承を得て、別に定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、副理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 議長は、必要に応じ、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局財務グループにおいて処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

付 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に滋賀県立大学環境マネジメントシステム委員会規程（以下「旧規程」という。）第3条第1項第8号または第9号の委員であった者が引き続き施行日において第3条第1項第5号または第6号の委員である場合における第4条の適用については、旧規程の規定に基づく当該委員の任期を通算する。

付 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第2条、第3条、第8条、第9条関係）

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。（第3条、第4条関係）

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。（第3条関係）